

伏虎中学校いじめ防止基本方針（平成26年3月24日）

「いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）」第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校基本方針」という）を定める。

1 いじめの防止

- いじめの未然防止に取り組むことが最も重要であることを認識する。
- 「いじめ問題を根絶する5か条」を常に心がける。
 - ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである、との認識を持つ。
 - ② いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である、という一貫した強い姿勢を貫く。
 - ③ 小さなサインを見逃さず、子どもや保護者の訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。
 - ④ いじめられている子どもの立場に立ち、初期段階から組織的に取り組む。
 - ⑤ 日頃から子ども・保護者・地域との信頼関係の構築に努める。
- 全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

【主な視点】

- ・授業や活動の規律が保たれているか
- ・わかりやすく力がつく授業になっているか
- ・全ての生徒が授業に参加し、活躍できる授業になっているか
- ・様々な他者に関わる活動を通してコミュニケーション力や自己有用感が育まれているか
- ・正義を重んじる態度、誰に対しても公正にする態度、生命や人権を尊重する態度を育てているか
- ・互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる生徒集団になっているか
- ・話し合いを通した問題解決の場面や、自主的・主体的な活動を工夫しているか
- ・教職員が生徒に指導する際、配慮に欠けた言動がないか
- ・気軽に報告・連絡・相談できる教職員集団になっているか
- ・保護者や地域に対して、情報提供や相互協力関係はできているか

2 早期発見

- 未然防止の次に重要なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期の対応を図ることであることを認識する。
- 様々なチャンネルからの情報収集を行う。
 - ・言動の目撃から ・日誌やノートから ・いじめアンケートから
 - ・他の教職員から ・保護者から ・当該生徒から ・周囲の生徒から
 - ・ネットパトロールから ・家庭環境調査票や健康カード等から ・小学校から

- 教員用や保護者用のチェックシートなどを活用し、いじめの兆候を捉えられるようにする。
- 生徒へのアンケート調査や教育相談を定期的に行う。
- 授業中だけでなく、休み時間や放課後など学校生活の様々な場面から、生徒の様子を捉える。
- 学級日誌や、個人ノート・生活ノート等の活用を工夫する。
- 家庭訪問や保護者懇談会等の機会を活用する。

3 いじめに対する対応と指導

(1) 一次対応

- 学年会・生徒相談指導部会・職員会議・管理職と連携し、速やかに組織的に対応する。
- いじめが疑われる言動があれば、その時その場で速やかに制止する。
- 生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 被害生徒の気持ちを理解することを最優先し、正確な事実確認（5W1H）を行う。
- いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 加害生徒や関係生徒に対し、事実と経過（5W1H）を複数の教員で確認する。
- 事実確認と指導を明確に区別し、冷静かつ客観的に話を聞き出す。
- 当該生徒の保護者に、複数で家庭訪問を行い、事実確認を行う。
- 職員会議を行い、状況と対応を確認して意思統一を図る。
- 教育委員会に第一報を行う。
- 「重大な事態」とされた場合は、教育委員会の判断に従って必要な対応を行う。
- 必要に応じて、関係機関（少年センター、児童相談所、所轄警察署など）と連携する。
- チェックシートを活用し、的確な対応ができているか検証する。

(2) 二次・三次対応

ア 被害生徒に対して

- 信頼関係のある教員が対応し、絶対に守るという意思を生徒・保護者に伝える。
- 生徒の意向を汲みながら、安心して学校生活を送るための具体策を立てる。
(教室等の見守り、登下校の方法、校内巡視指導など)
- 生徒と保護者に対して、取組の経過、子どもの様子等を定期的に伝える。
- 生徒との面談、生活ノート、アンケートなどを定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 授業や学級活動等での活躍の場を工夫したり、友人との関係づくりを支援したりして、自己肯定感を回復させる。
- スクールカウンセラーや関係機関の教育相談を活用し、継続的な心のケアに努める。

イ 加害生徒に対して

- 聞き取った内容について再度確認する。事実、動機、気持ちなどを徹底的に聞きとり、その内容について齟齬や異論がないか確かめる。

- いかなる理由があってもいじめは許されないことだと理を尽くして冷静に諭す。
- 理解が進まない場合も、話し合いの機会を多く設け、様々な面から粘り強く指導する。
- 相手の心の痛みを理解させ、自分の言動を反省し、今後の行動を考えさせることを通して、相手に謝罪できるように導く。
- 恐喝や暴行・傷害等の刑法に触れる犯罪行為については、児童相談所や警察と連携する。
- 被害生徒の安全が確保できない場合は、別室指導や出席停止等の措置も視野に入れ指導する。
- 加害生徒の気持ちや背景を受け止め、スクールカウンセラーや関係機関の教育相談等を活用し、いじめを行った理由や欲求不満等を取り除くよう継続的に指導する。
- 面談や生活ノート、アンケート等を通して生徒を継続的に観察し、成長を確かめる。
- 授業や学級活動をとおして、自己肯定感や規範意識が向上できるよう指導する。
- 保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ウ 周りの集団に対して

- 周りではやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめを深刻化させることにつながり、いじめている生徒と同罪であることを指導する。
- 教材を工夫し、思いやりの心や正義感、生命の尊重、豊かな心などを育む。
- 学級活動や生徒会活動などを通して、生徒が自主的・主体的にいじめ防止・解決に取り組めるようにする。
- 好ましい集団活動を取り戻し新たな活動に踏み出せたかをもって、問題の解決を確かめる。
- 解決したと思われる場合も、生徒の実態をきめ細かく把握し、継続して指導を行う。
- 全ての生徒が、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

エ 当該生徒の保護者に対して

- 事実確認や指導方針・対策等について、保護者と直接会って丁寧に説明することにより、理解と協力を得る。
- 不安なことや気になることがあれば、すぐに学校に連絡してもらう。
- 早期解決を図るため、謝罪の場を設けられるよう適切に関与する。
- 解決後も定期的に様子を報告する。

オ 他の保護者・育友会・地域に対して

- 必要に応じて情報提供を行い、各家庭で子どもの様子を見てもらう。
- 必要に応じて保護者会等を持ち、情報交換や意見交換の機会を設ける。
- 広報や啓発の機会を工夫し、保護者の意識や理解を高める。
- 学校評議員や関係機関等との連携を図りながら、必要に応じて情報を共有する。

カ 教育委員会との連携

- 管理職は教育委員会に第一報を行い、教育委員会の指導のもと、校内の体制を整え、迅速かつ的確に対応を行う。
- その後も適宜、進捗状況を報告する。

4 その他

（１）組織的な指導体制

- いじめの防止等の対策のための組織として、生徒相談指導部会をあてる。
- 構成は、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、各学年主任、各学年生徒指導担当とする。
また、適宜、スクールカウンセラーにも参加を要請する。
- いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

（２）校内研修の充実

- 全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

（３）校務の効率化

- 教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

（４）評価と改善

- 学校評価アンケートや教職員反省と提言などを活用して取組を検証し、改善する。
- いじめの有無のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

5 年間計画

- 別紙のとおり